

青森県報

第三千七百三十三号

平成二十五年
八月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(健康福祉課) …… 一
中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地並びに事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
特定行為業務の登録……………	(同) …… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) …… 三
公 告	
肥料の登録……………	(食の安全・安心推進課) …… 四
青森県森林地理情報システム構築に係る一般競争入札……………	(林政課) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域) …… 六
右 同……………	(東青地域) …… 六
右 同……………	(北地域) …… 六
右 同……………	(北地域) …… 六

告

示

青森県告示第六百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更年月日
		名 称	事 業 者	
株式会社 ゴールド	株式会社 ゴールド	主たる事務所の 所在地	事 業 者	平成 四・七・一
弘前市大字取上 三丁目九の二四 二丁目一四の一	弘前市大字取上 三丁目九の二四 二丁目一四の一	名 称	事 業 所	
訪問看護 ステーション ごんりん	訪問看護 ステーション ごんりん	所 在 地		
弘前市大字取上 二丁目一四の一	弘前市大字取上 三丁目九の二四 二丁目一四の一			

青森県告示第六百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地並びに事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	事 業 者		事 業 所		変 更 年 月 日
	名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 イルド	株式会社 東洋シルバ ーサービス 株式会社	医療法人青 仁会	八戸市大字 田面赤坂一 六の三	訪問看護 ステーション 五福	訪問看護 ステーション 五福
弘前市大字取 上二丁目一 四の二	弘前市大字取 上三丁目九 の四	青森市中佃 三丁目七の 二三	八戸市大字 尻内町字 八百刈四 六の七	訪問看護 ステーション 五福	訪問看護 ステーション 五福
訪問看護 ステーション りんご	訪問看護 ステーション りんご	エコー ルーム 訪問看護 ステーション	弘前市大字 駅前二丁目 八の三	訪問看護 ステーション 五福	訪問看護 ステーション 五福
弘前市大字取 上二丁目一 四の二	弘前市大字取 上三丁目九 の四	弘前市大字 駅前二丁目 八の三	八戸市大字 尻内町字 八百刈四 六の七	訪問看護 ステーション 五福	訪問看護 ステーション 五福
二〇・七 一	二〇・七 一	二〇・四 一	二〇・三 一六	二〇・三 一六	二〇・三 一六

青森県告示第六百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名	氏名称又は 名	指定居宅サー ビス事業者	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行 う事 業 所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人吉幸会	三戸郡田子町大 字田子字七日市 上ノ平六〇	株式会社ゆ うゆう	短期入所 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八
主たる事務所の 所在地又は住所	三戸郡田子町大 字田子字七日市 上ノ平六〇	三沢市桜町二丁 目五の二三	訪問看護	三沢市桜町二丁 目五の二三	平成 二〇・八 三
名 称	シヨートス テイ能舞の 里	株式会社ゆ うゆう	訪問看護 ステーション ふれあい	三沢市桜町二丁 目五の二三	平成 二〇・八 三
所 在 地	下北郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	三沢市桜町二丁 目五の二三	訪問看護 ステーション ふれあい	三沢市桜町二丁 目五の二三	平成 二〇・八 三
指 定 年 月 日	平成 二〇・八 八	三沢市桜町二丁 目五の二三	訪問看護 ステーション ふれあい	三沢市桜町二丁 目五の二三	平成 二〇・八 三

有限会社 かもと	五所川原市字 鎌谷町五一九の五	訪問介護	訪問介護 事業所かも と	五所川原市大 字榊森五一 八の八	二〇・九 一
-------------	--------------------	------	--------------------	------------------------	-----------

青森県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名	氏名称又は 名	指定介護予 防サービ ス事 業 者	介護予 防 サービ ス の 種 類	行 う る 事 業 所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人吉幸会	三戸郡田子町大 字田子字七日市 上ノ平六〇	株式会社ゆ うゆう	介護予防 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八
主たる事務所の 所在地又は住所	三戸郡田子町大 字田子字七日市 上ノ平六〇	株式会社ゆ うゆう	介護予防 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八
名 称	シヨートス テイ能舞の 里	株式会社ゆ うゆう	介護予防 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八
所 在 地	下北郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	株式会社ゆ うゆう	介護予防 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八
指 定 年 月 日	平成 二〇・八 八	株式会社ゆ うゆう	介護予防 生活介護	三戸郡東通村大 字砂子又字桑原 山一の一〇七	平成 二〇・八 八

青森県告示第六百四十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一〇〇六	〇二〇〇一〇〇七	〇二〇〇一〇〇六	〇二〇〇一〇〇五	〇二〇〇一〇〇四	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇二	番登 号録
"	二五・一・五	"	二五・七・一	"	二五・六・一	"	二五・平 成 七・九	年登 月 日録
やき ト ア サ が ボ 社	やき ト ア サ が ボ 社	会 法 社 人 白 福 生 社	会 法 社 人 白 福 生 社	修 有 清 限 会 社	修 有 清 限 会 社	会 開 日 本 株 健 康 式	会 開 日 本 株 健 康 式	名氏 名 又 は 称は
一 丁 字 弘 野 前 市 大 一 六 四 田 の 一 大	一 丁 字 弘 野 前 市 大 一 六 四 田 の 一 大	町 市 五 一 字 所 の 敷 川 三 島 原	町 市 五 一 字 所 の 敷 川 三 島 原	一 宝 字 中 北 の 森 中 泊 津 里 町 輕 三 二 九 字 大 郡	一 宝 字 中 北 の 森 中 泊 津 里 町 輕 三 二 九 字 大 郡	の 三 字 弘 野 前 市 一 八 幡 目 一 町 大	の 三 字 弘 野 前 市 一 八 幡 目 一 町 大	住 所
やき ト ア サ が ボ 社	やき ト ア サ が ボ 社	や シ 会 法 社 人 白 福 生 社 シ ス ヘ ン テ ル ケ イ バ	や シ 会 法 社 人 白 福 生 社 シ ス ヘ ン テ ル ケ イ バ	宝 訪 問 介 護 森	宝 訪 問 介 護 森	森 ひ な た 茂	森 ひ な た 茂	名 事 業 業 所 所 在 地
一 丁 字 弘 野 前 市 大 一 六 四 田 の 一 大	一 丁 字 弘 野 前 市 大 一 六 四 田 の 一 大	町 市 五 一 字 所 の 敷 川 三 島 原	町 市 五 一 字 所 の 敷 川 三 島 原	二 宝 字 中 北 の 森 中 泊 津 里 町 輕 二 九 字 大 郡	二 宝 字 中 北 の 森 中 泊 津 里 町 輕 二 九 字 大 郡	の 二 字 弘 野 前 市 一 南 城 西 二 目 二 大	の 二 字 弘 野 前 市 一 南 城 西 二 目 二 大	年 予 業 務 開 始 日 定
"	二五・一・五	"	二五・七・一	"	二五・六・一	"	二五・平 成 七・九	備 考
訪 問 介 護 予 防	訪 問 介 護	訪 問 介 護 予 防	訪 問 介 護	訪 問 介 護 予 防	訪 問 介 護	訪 問 介 護 予 防	訪 問 介 護	

青森県告示第六百四十四号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇四	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇三	〇二〇〇一〇〇二
"	"	"	"	二五・六・一	"	二五・四・一
イ サ 医 療 コ ン メ 法 デ 人	イ サ 医 療 コ ン メ 法 デ 人	イ サ 医 療 コ ン メ 法 デ 人	イ サ 医 療 コ ン メ 法 デ 人	イ サ 医 療 コ ン メ 法 デ 人	社 人 利 特 会 双 活 定 松 動 非 福 法 営	社 人 利 特 会 双 活 定 松 動 非 福 法 営
一 央 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	一 央 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	一 央 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	一 央 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	一 央 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	四 餅 角 上 三 の 粟 柄 町 一 久 折 大 郡 保 字 字 階	四 餅 角 上 三 の 粟 柄 町 一 久 折 大 郡 保 字 字 階
イ ホ グ ラ ー ム 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	イ ホ グ ラ ー ム 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	前 ヴ 保 介 イ 健 護 ラ 施 老 弘 設 人	前 ヴ 保 介 イ 健 護 ラ 施 老 弘 設 人	前 ヴ 保 介 イ 健 護 ラ 施 老 弘 設 人	ら ホ グ ラ ー ム 一 久 折 大 郡 保 字 字 階	ら ホ グ ラ ー ム 一 久 折 大 郡 保 字 字 階
の 丁 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	の 丁 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	の 丁 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	の 丁 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	の 丁 字 弘 野 前 市 大 一 三 四 城 東 市 中 大	四 餅 角 上 三 の 粟 柄 町 一 久 折 大 郡 保 字 字 階	四 餅 角 上 三 の 粟 柄 町 一 久 折 大 郡 保 字 字 階
"	"	"	"	二五・六・一	"	二五・四・一
生 応 認 介 活 型 知 護 予 防 同 対	生 応 認 介 活 型 知 護 予 防 同 対	療 短 介 養 期 護 介 入 予 防 所	療 短 介 養 期 護 介 入 予 防 所	保 介 健 護 施 老 人 設	生 応 認 介 活 型 知 護 予 防 同 対	生 応 認 介 活 型 知 護 予 防 同 対

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
上北郡おいらせ町二川目三丁目六〇の三 田中 正衛 上北郡おいらせ町一川目三丁目七三の七六 沖田 民男	百石町区域 百石町漁業協 同組合の地区		小型定置漁業	

公 告

肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項の規定により、平成二十五年八月十二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三七四号	化成肥料	有機入り炭素醗酵ペレット	窒素全量 三・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇	公定規格のとおり	有限会社三沢地域環境保全組合 三沢市大字三沢字庭構四五四九

青森県森林地理情報システム構築に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件のシステム構築委託費とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県森林地理情報システム機器等 一式

二 納入期限及び納入場所
入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るシステム開発及びシステム維持管理契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入するシステムについては、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

四 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十五年九月十七日までに青森県農林水産部林政課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要

な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部林政課森林計画グループ
電話 〇一七 七三四 九五〇九

2 入札書の提出期限

平成二十五年十月二日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎西棟七階C会議室
平成二十五年十月四日 午後二時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

七 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

八 落札者の決定方法

システム開発等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記

載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等
入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be constructed:

(1) Aomori Prefectural Forest Geographic Information system 1 set
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. October 2, 2013

3 Contact point for the notice:

Agriculture, Forestry, and Fisheries Section
Forestry Administration Division
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9509

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アークネットワークサービス
- 二 代表者の氏名 白取 隆志
- 三 主たる営業所の所在地 青森市栄町二丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一四九九四号
- 五 取消年月日 平成二十五年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成二十五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社駒谷工業
- 二 代表者の氏名 駒谷 群治
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字赤平四五二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四二九五号
- 五 取消年月日 平成二十五年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 平成二十五年四月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
 青森市長島二丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭